

(この資料は全部お読みいただいて40秒です)

中小法人の判定と適用される税制

中小法人と中小企業者は、法人税法や租税特別措置法などの法律で定義されています。法人税法に規定される「中小法人」又は租税特別措置法に規定される「中小企業者」とされています。

今回は、法人税法に規定される「中小法人」について説明します。

【中小法人の判定】



注：資本金又は出資金が1億円を超える法人以外の法人等については各税制措置ごとに判定が異なるため、個別確認となります。

出典元：[04.pdf \(nta.go.jp\)](https://www.nta.go.jp/04.pdf)

【中小法人に適用される主たる税制】

- ・ 所得金額年 800 万円までの法人税軽減税率
- ・ 欠損金の繰越控除の制限措置の適用除外
- ・ 欠損金の繰戻還付制度の不適用の適用除外
- ・ 特定同族会社の留保金課税の適用除外
- ・ 貸倒引当金の損金算入
- ・ 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度

詳しくは税理士法人マイツ 担当者まで

【大阪】06-6374-5753 【京都】075-341-7000 【東京】03-6261-5308

<https://www.myts.co.jp>